

○110番通報等警察活動協力者に対するほう賞取扱要領の制定について(通達)

別添のとおり110番通報等警察活動協力者に対するほう賞取扱要領を定め、昭和51年7月1日から実施することとしたので運用上誤りのないようにされたい。

記

1 制定の趣旨

県民の理解と協力を得て効果的な警察活動を推進するため、本部長又は所属長の感謝状の程度に至らない警察活動協力者に対して記念品を贈呈して謝意を表しようとするものである。

2 運用上の留意事項

(1) ほう賞の基準(第2の項関係)

通報手段である電話は、110番に限らず公社電話及び農協有線放送電話をも含むものであり、その他前2号に準ずるものとは、警察官があらかじめ通報内容を指定して協力依頼をしておいた場合の通報、警察官の聞込み等捜査活動に対して事件解決に有利な情報を提供してくれたもの、街頭活動中の警察官に協力したものの等をいう。

(2) ほう賞の手続き(第3の項関係)

所属長の報告は、様式に基づき原則として電話によるものとする。

(3) ほう賞の制限(第4の項関係)

家族とは、おおむね同居している三親等以内の親族とする。

(4) 記念品の贈呈(第5の項関係)

記念品等の贈呈方法は、実情によつて異なるが、原則として関係幹部等に直接持参させるなど丁重に謝意を表わし、今後の協力を依頼しておくものとする。

別添

110番通報等警察活動協力者に対するほう賞取扱要領

第1 目的

この要領は、110番通報等警察活動協力者に対するほう賞の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2 ほう賞の基準

ほう賞は、徳島県警察表彰規程(平成2年徳島県警察本部訓令第23号)第2条及び第4条に定める本部長又は所属長の感謝状の程度に至らない協力があつたと認められ、次に掲げる部外者に対して行うものとする。

- (1) 110番若しくは暴力通報ダイヤル又はその他の電話で積極的に通報してきたもの。
- (2) 警察署又は交番等へ口頭で通報してきたもの。
- (3) その他前2号に準ずるもの。

第3 ほう賞の手続き

- 1 所属長は、ほう賞に該当する者があると認めるときは、速やかに110番通報等協力者報告書(別記様式第1号)に基づき、監察課長に報告するものとする。
- 2 前項の報告を受けた監察課長は、速やかにこれを処理するものとする。

第4 ほう賞の制限

ほう賞は、当該事案の当事者並びにその家族については、原則としてこれを行わないものとする。

第5 記念品の贈呈

ほう賞は、礼状(別記様式第2号)に記念品を添えて、当該ほう賞事案を管轄する所属長が贈呈するものとする。

第6 記念品の出納

監察課長は、110番通報等ほう賞記念品出納簿(別記様式第3号)により、記念品の出納の状況を明らかにしておかなければならない。

附 則(平成25年3月29日徳務第172号)

別記様式第1号～第3号 略